現在の医療提供体制や患者の医療ニーズに則し、応召義務を始め我が国における医師や医療機関への診療の求めに対する適切な対応の在り方について、評価・検証を行い、整理することを目指した。

応召義務の法的性質の確認や、診療拒否に関する民事訴訟事件の検証、診療しないことの正当化事由の考え方・正当化される事例の整理等を通じ、公法上も私法上も、医師や医療機関はいついかなる時でも診療の求めに応じなければならないものではないことが、類型的に明らかにされた。

また、応召義務の今日的な意義も確認されたものの、組織として医療機関が医師を雇用し患者からの 診療の求めに対応することが多い現代においては、医師個人が負担する公法上の義務である応召義務の 解釈等のみに依拠することの限界もみえ、医師や医療機関への診療の求めに対する適切な対応の在り方 を検討するに当たって、応召義務という概念にとらわれ過ぎることの弊害も指摘された。

A. 研究目的

医師法(昭和23年法律第201号)第19条において「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」(いわゆる応召義務)と規定されているところ、この応召義務については、医師の働き方改革に関する検討会の中間的な論点整理において、「医師法(昭和23年法律第201号)第19条に定める応召義務については、社会情勢、働き方、テクノロジーが変化してきている中で、今後の在り方をどのように考えるか、個人ではなく組織としての対応をどう整理するかといった観点から、諸外国の例も踏まえ、検討してはどうか。」と指摘されており、医師の働き方改革の観点等から、考え方の整理が求められている。

また、外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言(平成30年4月27日自由民主党政務調査会外国人観光客に対する医療PT)においても、「医師法等による応召義務は外国人観光客にも及ぶことを踏まえ、医療機関等の対応能力の向上を図りつつ、状況により重点的な医療機関等へつなぐことを含め、外国人観光客に対する応召義務に対する考え方や適切な対応の仕方を厚生労働省において整理し、医療機関等・宿泊業・旅行業・地方公共団体(救急業務を含む)等の関係者に周知をはかる。」とされており、訪日外国人観光客からの医療需要の増加という社会情勢の変化にも対応できるよう、その考え方の整理が求められている。

こうした社会情勢等の変化を踏まえ、現在の医療提供体制や患者の医療ニーズに即し、応召義務の解 釈や診療拒否に関する民事訴訟事件等について一定の整理を行うこと等を通じ、我が国における医師や 医療機関への診療の求めに対する対応の在り方に関する検討に資することが本報告の目的である。

B. 研究方法

応召義務について、当該義務が定められた経緯や従来の行政解釈を整理することで、応召義務の目的・趣旨等を改めて整理するとともに、それに関連して診療拒否に関する民事訴訟事件も整理する。

さらに、諸外国においても類似の義務が存在するかについて文献調査等を実施し、我が国の応召義務の特殊性について、評価を行う。